

纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務委託に
かかる公募型プロポーザル実施要領

桜井市教育委員会
文化財課

1. 業務の目的

本業務は、史跡纏向遺跡交流館(仮称)基本計画に掲げる史跡纏向遺跡交流館(仮称)を核として、遺跡を活かしたまちづくりを行うべく、隣接する駅前広場の設置及び周辺のインフラ整備等も併せて検討し、史跡活用の利便性向上や巻向地域のまちづくりの充実のために、地域振興や観光振興等様々な角度から地元人口流出を防ぎ、関係人口の増加を図り、地域の活性化を目指して、基本構想を策定する。

この構想の策定をするにあたって必要な業務について、その支援を的確に遂行できる事業者候補の選定を目的として公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

(1)業務名

纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務

(2)委託の内容

別紙「纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務仕様書」のとおり

(3)委託期間及び業務委託料

①委託期間は、契約を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

但し、業務の進捗状況により期間を延長する可能性がある。

なお、素案の完成は 12 月頃を予定している。

②業務委託料

総額 13,200,000 円を上限とする。※消費税及び、地方消費税を含む

3. 委託業者の選考方法

企画提案書による公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)令和 7 年度桜井市入札参加資格者名簿に登録されているもの。

(3)指名停止又は指名保留の措置期間中でないもの。

(4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(5)平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6)平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続き開始の申立てをしていない者

又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなかったものとみなす。

(7) 桜井市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 21 号)第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 過去 10 年以内に本業務と同種又は類似業務の実施実績を有する者であること。

5. 選定スケジュール

内 容	期 日 等
実施要領の公表	令和7年6月 23 日(月)から
実施要領等に関する質問の受付	令和7年6月 30 日(月)まで
実施要領等に関する質問の回答	令和7年7月 3 日(木)まで
参加申出書等の提出	令和7年7月 9日(水)まで
企画提案書・見積書等の提出	令和7年7月 22 日(火)まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年7月 25 日(金)予定

6. 提出書類

当業務を受託しようとする事業者は、次に示す書類を提出する。

(1) 参加申出書など

- ① 参加申出書(様式 1) 1 部
- ② 事業者概要書(様式 2) 1 部
- ③ 本業務の類似業務実績(様式 3) 1 部

(2) 企画提案書

- ① 企画提案書提出届(様式 4) 1 部
- ② 企画提案書 正本 1 部、副本 7 部
 - ・ 正本 1 部、副本(コピー可)を用意し、副本については、提出者を特定することができる内容(事業者名・所在地等)の記載はしないこと。
 - ・ A4 版左綴じを基本とし、A3 版を挿入するときは A4 判に折込むこと。本業務を遂行する上での業務の方針や有効な進め方等を提案すること。また、業務フロー図、工程計画を明記すること。
- ③ 本業務にかかる業務実施体制(様式 5) 1 部
- ④ 見積書(A4 版 様式は任意) 1 部

※一括方式ではなく積み上げ方式とし、仕様書の業務内容に基づき具体的な内訳を記載すること。

7. 実施手順

(1)参加申出書等の提出

本プロポーザルへ参加しようとする者は参加申出書(様式 1)、事業者概要書(様式 2)、本業務の類似業務受注実績(様式 3)を各 1 部ずつ提出すること。

①提出期限 令和 7 年 7 月 9 日(水)午後 5 時 15 分まで

②提出方法 持参または郵送

提出先:〒633-0001 奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内
桜井市纏向学研究センター

桜井市教育委員会文化財課調査研究係

持参の場合は土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り。

(2)質問の受付・回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は「質問書(様式 6)」に質問内容を簡潔に記載し、電子メール、FAXまたは郵送にて提出すること。

提出された質問事項は、取りまとめ後、桜井市ホームページにて回答します。なお、この質問への回答は仕様書の追加または修正とみなします。

①提出期限 令和 7 年 6 月 30 日(月)午後 5 時 15 分まで

②回答期日 令和 7 年 7 月 3 日(木)までに回答予定。

※提出期限までに到達したものに限り。

(3)企画提案書、本業務にかかる業務実施体制、見積書等の提出

企画提案書等は次により提出すること。

①提出期限 令和 7 年 7 月 22 日(火)午後 5 時 15 分まで

②提出書類 上記、項目 6. 提出書類の(2)①～④

③提出方法 持参または郵送

提出先:〒633-0001 奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内
桜井市纏向学研究センター

桜井市教育委員会文化財課調査研究係

持参の場合は土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り。

(4)プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行い、出席者は 3 名以内とし、説明者は原則として本業務を受注した時に主な担当者となるものとする。

① 開催日時 令和 7 年 7 月 25 日(金) 予定

- ①開催場所 桜井市本庁舎 3 階入札室(予定)
- ②留意事項 詳細については別途通知する。(7 月 14 日頃に発送予定)

8. 審査方法・審査項目

- (1) 纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務審査委員会を設置し、各審査委員がそれぞれ提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容の審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」にて行う。
- (3) 審査項目

審査項目全体に占める割合評価基準等

評価項目	点数配分	主な評価項目
企画提案書に対する評価	60/100	企画提案書及びプレゼンテーションの内容
業務経歴及び業務実施体制等	30/100	様式2・様式3・様式5
金額	10/100	見積書

※最低点60/100とする

9. 契約予定者の選定及び決定までのスケジュール

審査の結果、総合得点の最も高い企画提案書を提出した提案者(以下、「最高得点提案者」という。)を契約予定者として選定する。ただし最高得点提案者が複数ある場合は、審査委員会の議決により選定する。

内 容	日 程
企画提案書の選考(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和 7 年 7 月 25 日(金)(予定)
選考結果通知	令和 7 年 7 月下旬(予定)
契約予定者との契約締結	令和 7 年 7 月下旬(予定)

10. 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後、文書にて通知する。審査結果についての異議の申し立ては受け付けない。

11. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

(4)審査の公平性を害する行為があった場合。

(5)前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合。

12. 参加の辞退について

プレゼンテーション選考への参加を辞退する者は、辞退届(様式 7)を提出すること。

13. 留意事項

(1)プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(2)提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(3)提出書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したものについてはこの限りではない。

(4)提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止となることがある。

(5)提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、市が本案件のプロポーザルに関する報告公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用する事ができることとする。

(6)提出書類の取扱は次のとおりとする。

・提出された書類は一切返却しない。

・本案件に係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例(平成 12 年条例第 3 号)に基づき、提出書類を公開することがある。

14. 本件に関する提出先・問い合わせ先

〒633-0001

奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内

桜井市纏向学研究センター 桜井市教育委員会文化財課調査研究係

担当 丹羽・平岡・小畑

電話/FAX:0744-45-0590

e-mail:bunka@city.sakurai.lg.jp